

## 伊予市中小企業・小規模企業等物価高騰対策支援事業補助対象経費の事例

### 補助対象経費全般にわたる留意事項

①補助対象となる経費は、次の(ア)～(ウ)の条件をすべて満たすものとなります。

(ア)使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費

(イ)交付決定日以降に発生し対象期間中に支払が完了した経費

(ウ)証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

### ②経費の支出について

補助対象となる経費は、補助事業期間中に実施したことに要する費用の支出に限られます。補助事業期間中に発注や引き渡し、支払等があっても、実際の事業取組が補助対象期間外であれば、当該経費は補助対象外となります。補助事業計画に記載した取組を実施期間中に行った実績報告が必要です。

#### 例①

機械装置等を購入したものの、補助事業終了までに当該機械装置等を補助事業計画に記載した取組を行っていない場合(実績報告書に当該機械装置等を使用した旨の記載がない場合も含む)には補助対象外となります。

#### 例②

新聞・雑誌等への広告掲載契約を締結し、広告掲載料を支払ったものの、補助事業終了までに広告掲載した新聞・雑誌等の発行による広報がされない場合、や、ホームページで受注システムを作成したものの、補助事業終了までに計画に記載された取組を行っていない場合は、補助対象外となります。また、クレジット払いは申請する事業者の名義であり、補助事業期間内に支出が完了しているもの(分割払い、クレジットカード決済、リボリング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助事業期間内に完了していることが必要になります。)に限ります。

### ③電子商取引等について

○インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合でも、上記インターネット広告の配信等において電子商取引を行う場合、証拠資料等によって支払金額が確認できる経費のみが対象となります。取引相手先によく確認し、適切な経理処理の証拠となる取引画面(取引画面の写しの等)を整理・保存・提出ができることを事前に確認してください。実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない、広告が確認できるインターネット画面を取得できないといった場合は補助対象外となります。

○電子マネーでの支払いをしようとする場合でも、補助事業者からの支出であることに加え、上記と同様、補助金で求められる、一連の経理処理の証拠となる書類を整理・保存・提出ができる場合に限り補助対象となります。

### ④補助事業の区分経理

補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。当該事業補助対象経費は当該事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

## ①広告・宣伝

パンフレット・ポスター・チラシ等を作成および広報媒体等を活用するために支払われる経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシ・カタログの外注や発送</li> <li>・新聞・雑誌等への商品・サービスの広告</li> <li>・看板作成・設置</li> <li>・試供品(販売用商品と明確に異なるものである場合のみ)</li> <li>・販促品(商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合のみ)</li> <li>・郵送によるDMの発送</li> <li>・システム開発、構築に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェア など)</li> <li>・SNSに係る経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試供品(販売用商品と同じものを試供品として用いる場合)</li> <li>・販促品(商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合)</li> <li>・名刺作成に係る経費</li> <li>・商品、サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外)</li> <li>・金券、商品券</li> <li>・フランチャイズ本部の作製する広告物の購入に係る経費</li> <li>・商品、サービスの宣伝広告を目的としない広告(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外)</li> <li>・補助事業期間内に公開に至らなかった動画、ホームページ、ランディングページ広告の掲載や配布物の配布</li> <li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li> </ul>

## ②省エネルギー機器の導入

高効率の空調・照明機器を導入し、労働環境および効率の改善に支払われる経費。

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、電気便座、照明器具、自動販売機等で、以下の条件いずれかを満たすもの</li> <li>①グリーン購入法適合</li> <li>②APF4.5以上</li> <li>③省エネ基準達成率80%以上</li> <li>・太陽光発電、蓄電池</li> <li>・LED照明機器</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの基準も満たしていない機器</li> <li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li> </ul>

### ③商品開発

商品の試作開発用目的で要した経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"><li>・新製品、商品の試作開発用原材料の購入</li><li>・新たな包装パッケージに係るデザイン費用</li><li>・商品開発に必要な図書の購入費用</li><li>・補助事業遂行に直接必要な機器設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・試作開発用目的の購入で使い切らなかった材料費用</li><li>・デザインの改良等をしない既存の包装パッケージの印刷、購入費用</li><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>

- 購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要量にとどめ、補助事業終了時には使い切ることが必要です(実際に使用したもののみが補助対象です)。
- 原材料費を補助対象経費として計上する場合は、受払簿(任意様式)を作成し、その受け払いを明確にしておく必要があります。

### ④販売開拓

インターネット等を活用した販路開拓に要する経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"><li>・商品販売のためのウェブサイト作成や更新</li><li>・インターネットを介したDMの発送</li><li>・インターネット広告</li><li>・バナー広告の実施</li><li>・効果や作業内容が明確なウェブサイトのSEO対策</li><li>・商品販売のための動画作成</li><li>・システム開発、構築に係る経費(インターネットを活用するシステム、スマートフォン用のアプリケーション、業務効率化のためのソフトウェアなど)</li><li>・SNSに係る経費</li><li>・補助事業遂行に直接必要な機器設備等のリース料、レンタル料として支払われる経費</li><li>・企業展の出店に要する経費</li><li>・事業計画に基づく販路開拓を行うための出張である旨を記載した出張報告の作成等により、必要性が確認できるもの。 (事業計画に明記されていない出張の場合及び通常の営業活動に要する経費とみなされる場合は補助対象外)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・商品、サービスの宣伝広告を目的としない広告(単なる会社の営業活動に活用されるものとして対象外)</li><li>・補助事業期間内に公開に至らなかった動画、ホームページ、ランディングページ</li><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>

## ⑤人材育成・確保

職員のスキルアップや人材確保に要する経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<p>職場環境整備等のための就業規則等の変更にかかる社会保険労務士等への費用（委託費、報酬等）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成又は就労環境改善のため、従業員に対する研修会を実施し、又は従業員が研修、指導等を受けることに要する経費</li><li>職員のスキルアップのための社内研修または外部研修に要する費用（会場、機材等借上料、外部研修参加費、教材費、研修委託費、謝礼金等）</li><li>・採用情報を掲載するためのウェブサイトの開設及び改修に要する経費</li><li>・就職情報サイトへの求人情報の掲載に要する経費</li><li>・採用面接会及び企業説明会の実施に係る必要な研修、指導等を受けるまたは出展に要する経費</li><li>・工場見学、職場体験、オープンファクトリー、インターンシップその他中小企業等に対する理解の促進に係る取組の実施に要する経費</li><li>・事業計画に基づく販路開拓を行うための出張である旨を記載した出張報告の作成等により、必要性が確認できるもの。 （事業計画に明記されていない出張の場合及び通常の営業活動に要する経費とみなされる場合は補助対象外）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>

## ⑥経営再建・事業継続

事業者の経営再建、事業継続に係る経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"><li>・財務コンサルティング費用</li><li>・会計、税務アドバイザリー費用</li><li>・事業計画の策定費用</li><li>・防災、災害対策費（非常用発電機、防火設備など）</li><li>・法律相談に係る費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>

### ⑦生産性向上

生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に係る経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"><li>・製造、生産強化のためのガス、水道、排気工事</li><li>・生産性向上に資する機械設備及び事務機器の導入に係る経費</li><li>・業務用プリンター、複合機導入に係る経費</li><li>・品質管理機器の導入に係る経費</li><li>・自動化機械の導入に係る経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>

### ⑧売上原価の抑制

売上原価の抑制のために要する経費

対象となる経費例	対象とならない経費例
<ul style="list-style-type: none"><li>・外部から調達している原材料等を自ら製造する為に必要な機械設備の導入に要する経費</li><li>・原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象外経費の一覧に掲載されているもの</li></ul>